

個人住民税の特別徴収制度

～県と県内全市町村は、個人住民税（市・県民税）の特別徴収義務者への完全指定を実施しています～

●「個人住民税の特別徴収制度」って何？

個人住民税の特別徴収制度とは、給与支払者（事業者）が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、市へ納税する制度です。また、この給与支払者を「特別徴収義務者」といいます。

●対象となる事業者は？

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者は原則としてすべて特別徴収義務者となり、パートやアルバイトを含むすべての従業員から個人住民税を特別徴収しなければならないとなっています。

●特別徴収のしくみとは？

税額の計算は給与支払報告書などに基づいて市が行い、5月に「特別徴収税額決定通知書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに金融機関を通じて納めていただきます。所得税の源

泉徴収と比べると手間の少ない作業です。また、従業員が10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります（納期の特例の承認）。

●従業員の皆さんにとってのメリットは？

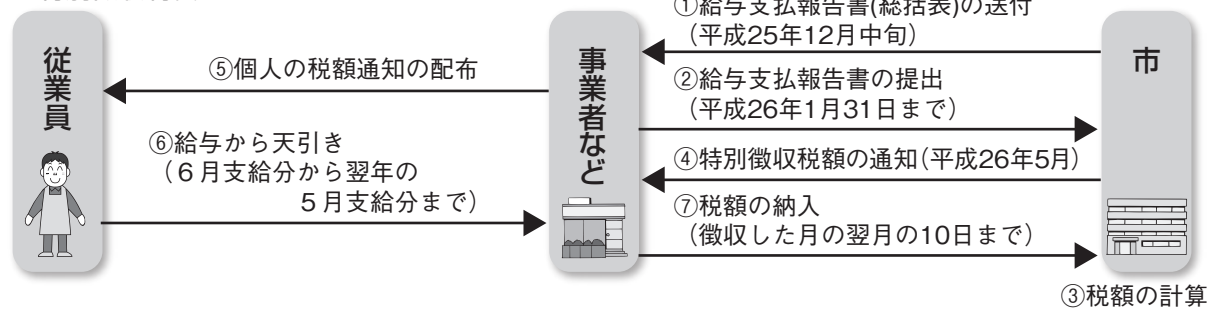
特別徴収を行うことで、従業員の皆さんは納税に出向いたり、口座の残高を確認する手間が省けるほか、納め忘れがなくなります。

また、普通徴収（納付書や口座振替による納付）の納期が年9回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、1回あたりの納税の負担が少なく済みます。

●特別徴収が困難な場合は？

定期的に給与の支払いがない場合や、退職者であるなど、特別徴収が困難な場合は申し出により普通徴収（個人で納付）に切り替えることができます。詳細は本庁・課税課へお尋ねください。

◆特別徴収制度のイメージ



税のゆくえ ～社会にいきる税～

国や地方公共団体は、私たち国民が豊かで安心した生活ができるように、さまざまな公共サービスなどを行っています。

私たちが納めた税金は、医療、年金などの社会保障の充実、教育、警察・消防、ごみの処理などの活動の財源としていかされています。

全国の公立学校の児童・生徒1人当たりの年間教育額（平成21年度）

小学生 84万8,000円
中学生 97万9,000円
高校生 91万3,000円



私たちの生活や安全を守るための警察・消防費（平成22年度）

4兆9,956億円
国民1人当たり約3万9,000円



市町村のごみ処理費用（平成22年度）

2兆660億円
国民1人当たり約1万6,100円

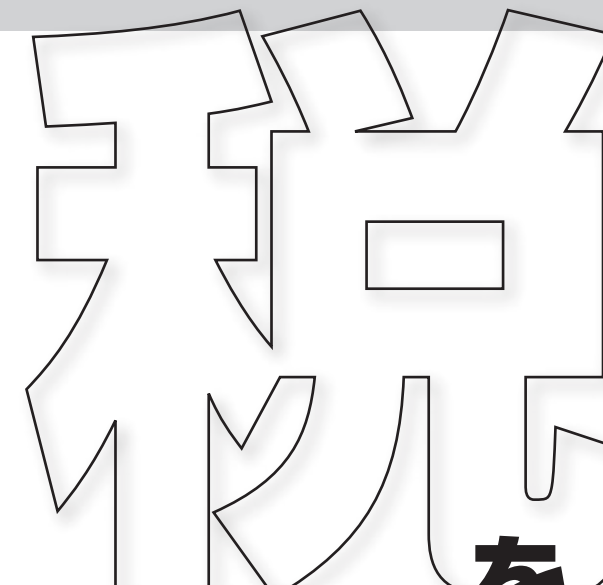


国民医療費の公費負担額（平成21年度）

13兆4,933億円
国民1人当たり約10万6,000円



このように、皆さんの税金は、共同生活を維持するためのいわば「会費」であり、正しい申告と納税によって支えられています。



を考える週間

11月11日①から同17日⑦まで

11月11日①から同17日⑦までは、「税を考える週間」です。税のしくみや目的などを皆さんに正しく理解していただくようと設けられているものです。

そこで今号では、「税のゆくえ」のほか、県と県内全市町村で取り組んでいる「個人住民税の特別徴収制度」や、住民税に関する疑問にお答えする「市・県民税Q&A」などについてお知らせします。詳しいことは、本庁・課税課 ☎ 11111へお尋ねください。

税情報

年末調整説明会を開催

12月は、給与などにかかる源泉所得税の年末調整の月です。毎月の給与などから源泉徴収された所得税の一年間の合計額と、その年の給与総額に対する年税額とは一致しないのが普通です。

このため、源泉所得税額の過不足分を精算する必要があります。この手続きを「年末調整」と呼んでいます。

大部分の給与所得者は、年末調整により、その年の納税を完了することになりますので、年末調整が正しく行われるためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。

天草税務署では、次の日程で年末調整説明会を開催します。

▼日程

11月13日④午後2時～同4時、牛深総合センター
11月15日⑤午前10時～正午と午後2時～同4時、天草市民センター。

※詳細は、天草税務署 ☎ 251010へお尋ねください。

「税を考える週間」記念講演会

天草地区税務協力団体長連絡協議会では、「税を考える週間」にあわせて記念講演会を開催します。当日は講演会に合わせて、中学・高校生から募集した税に関する作文の入賞者の表彰・発表も実施します。入場は無料です。ぜひご来場ください。

▼とき 11月14日⑥午後1時30分～同3時。

▼ところ 天草市民センター1・ホール（東町）。

▼演題 Ⅰ「税金落語」税金を楽しく理解しよう。

Ⅱ「講師 笑福亭鉄瓶氏（落語家）。

※詳細は（公社）天草法人会事務局 ☎ 4339へ。